

吹田市公告第304号

吹田市スポーツ施設音響設備一式購入に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年5月14日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 入札対象物品及び購入数量

仕様書に記載のとおり

2 納入場所

吹田市立片山市民体育館（吹田市出口町31番2号）

吹田市立北千里市民体育館（吹田市藤白台5丁目5番1号）

吹田市立山田市民体育館（吹田市山田西3丁目84番1号）

吹田市立南吹田市民体育館（吹田市南吹田5丁目34番1号）

吹田市立目俵市民体育館（吹田市目俵町1番11号）

吹田市立武道館（吹田市山田北2番1号）

吹田市立総合運動場（吹田市竹谷町37番1号）

3 納入期限

令和6年10月31日（木）

4 最低制限価格

設定しない

5 入札回数

2回までとする。

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であり、「電機製品」を参加希望種目としていること。

(3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、

同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

## 7 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、本市の確認を受けなければならない。

### (2) 申請書の提出

#### ア 提出期間

令和6年5月15日(水)から令和6年5月28日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

#### イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室(高層棟8階)801番窓口

電話 (06)6384-1475

メールアドレス keiyak\_s@city.suita.osaka.jp

#### ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ(産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>2024年度入札(物品購入)一覧>吹田市スポーツ施設音響設備一式購入に係る制限付一般競争入札について(以下、「当該案件のページ」という。)からダウンロードすること。

#### エ その他

(ア) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された申請書は、返却しない。

(ウ) 申請書の提出はメール(送信後は電話により到着確認を行うこと)、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。)によるものとし、

(2)アに記載する期間内に必着のこと。

- (3) 入札参加資格の確認の結果は、令和6年5月30日(木)午後5時までに、申請者に電話連絡したうえでメールにて通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して同様に通知する。

- (4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

## 8 質疑及び回答

### (1) 質疑受付期間

令和6年5月15日(水)から令和6年5月22日(水)午後4時までとし、

FAXにより受け付ける。※電話により到達確認を行うこと

FAX番号 文化スポーツ推進室 (06) 6368-9908

電話番号 文化スポーツ推進室 (06) 6384-2394

(2) 回答期日

令和6年5月24日(金)午後5時30分までに吹田市ホームページの当該案件のページで回答する。

9 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書、入札書、委任状、内訳書については、吹田市ホームページの当該案件のページからダウンロードすること。

10 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和6年6月11日(火)午後1時30分

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟3階 入札室

11 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札の保証

入札の保証は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市物品購入契約等入札心得書(一般競争入札)(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記6に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 落札者は、吹田市ホームページからダウンロードした本案件に係る内訳書を提出すること。

#### 15 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

#### 16 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

#### 17 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

#### 18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

#### 19 契約予定日

令和6年6月18日(火)

## 20 その他

(1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「吹田市物品購入契約等に係る制限付一般競争入札実施要領」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

(2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

## 21 問合せ先

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室（高層棟8階）

電話 (06) 6384-1475

FAX (06) 6384-9300

メールアドレス keiyak\_s@city.suita.osaka.jp